

## 神戸市公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します

令和8年4月17日

神戸市長 久元喜造

随意契約に係る物品等の 名称及び数量	ガバメントクラウド利用権付与兼債務引受 一式
契約に関する事務を担当する 部局の名称及び所在地	企画調整局デジタル戦略部 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
随意契約の 相手方を決定した日	令和8年4月1日
随意契約の相手方の氏名 及び住所	デジタル庁 東京都千代田区紀尾井町1番3号 東京ガーデンテラス紀尾井町
随意契約に係る契約金額	クラウドサービス単価に基づく利用額
契約の相手方を決定した手続	次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
随意契約による理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号による（他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。）